

クラウド型被災者支援連携システム導入等業務
企画提案募集要領

被災者支援連携システム活用推進協議会
(事務局：愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課)

この要領は、「クラウド型被災者支援連携システム導入等業務（以下、「本業務」という。）」に参画する県及び 20 市町（松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町）（以下「各市町」という。）において構成する「被災者支援連携システム活用推進協議会」が本業務の契約候補者を選定するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

なお、本業務に係る契約候補者との契約は、参画する県及び各市町の令和 7 年度 9 月以降の補正予算成立を経て実施するものであり、事業の中止や内容の変更もあり得るので留意すること。

1 業務の目的

本業務は、住家被害認定調査、罹災証明書の発行及び被災者台帳の作成等の災害時に生じる一連の被災者支援業務を効率的かつ適正に実施するため、愛媛県と各市町が共同で「クラウド型被災者支援連携システム」の契約候補者を選定し、運用するものである。これにより、システム導入・運用コストの削減及び災害時における自治体間の相互応援体制の強化等の改善を図る。

2 共同事業者選定の概要

(1) 業務名

クラウド型被災者支援連携システム導入等業務

(2) 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 業務の内容

別紙「クラウド型被災者支援連携システム導入等業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

3 提案見積上限額

導入費用全体 201,197,000 円（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）

運用保守全体 25,481,200 円（年額）

県・各市町の内訳は別紙「提案見積上限額一覧」のとおり

※ 企画提案書に記載された全体及び構成団体別の見積価格がそれぞれの上限額を超える場合は、審査の対象外とする。

※ 本業務が実施されない場合、企画提案者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

※ 運用保守費用についても、考慮の上、別紙に記載の金額で実施可能な提案とすること。

※ 企画提案者以外の事業者（『他事業者』という）のシステムを既に利用して

いる自治体が契約期間の間に他事業者が担っていた機能を運用保守期間の終期（令和13年3月31日）までの間に企画提案者のシステムに変更する場合、今回の企画提案時の提示金額で導入できるようにすること。

※運用保守費用は運用保守期間（令和8年4月1日から令和13年3月31日）の間、毎年定額とすること。

4 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により実施する。

実施主体は、県及び各市町で構成する被災者支援連携システム活用推進協議会とする。

5 企画提案の応募資格・条件

本企画提案に参加しようとする者は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛媛県の令和6・7年度時点における入札参加資格の認定を受けている者又は契約締結までに入札参加資格申請書を提出し認定を受けた者であること。加えて、各自治体との契約締結にあたり、それぞれが定めた契約締結に必要な条件を満たす見込みがある者であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 公示日から契約締結の間において、国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法第2条第6号に規定する暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (8) 各自治体と緊密な連絡体制が構築できること。
- (9) ISMS（ISO/IEC27001）を取得していること。
- (10) 共同企業体で参加しようとする場合は、代表者、構成員ともに(1)～(9)の資格要件を満たすこと。なお、構成員として参加する場合、同時に単独での参加はできない。

6 応募

(1) 参加表明書の提出

提出期限 令和7年10月1日（水）午後5時まで

① 参加表明書（様式1） 正本1部

※ 共同企業体は、様式1-1を添付すること。

② 誓約書（様式2） 正本1部

※ 共同企業体は、様式2-1、2-2を添付すること。

③ 付属書類

・会社等の概要（様式任意 電子データでの提出が難しい場合は既存のパンフレット等可）。

④ 提出方法

・持参又は郵送（書留、簡易書留又は信書便でこれらに準ずるもの）による提出とするが、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできないこととする。（以下同じ。）

※ 郵送の場合は、提出期限までに到着すること。

⑤ 参加の辞退

・参加を取り下げる場合は、10月8日（水）までに参加辞退届（様式3）正本1部を提出すること。

(2) 質問書について

提出期限 令和7年10月3日（金）午後5時まで

① 質問書（様式4）

・様式を用いて電子メールにより提出すること。

・電子メールの件名は、「プロポーザル質問（クラウド型被災者支援連携システム導入等業務）」とすること。

・なお、質問書は電子メールでの提出のみとし、電話や口頭、受付期間外の質問は、一切受け付けない。

・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に令和7年10月15日（水）までに電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 企画提案書の提出

提出期限 令和7年10月22日（水）午後5時まで

① 企画提案書の提出書（様式5）

② 企画提案書（様式任意）

・仕様書に基づき、企画提案書を作成すること。

・具体的には、基本方針、事業の進め方、提案者のノウハウ、スケジュール、実施体制等を提案し、特色が分かりやすいものとする。なお、図表等を用いることも可能である。

- ・更なる成果の向上に資する追加提案がある場合は、具体的に記載すること。
- ・企画提案に際しては、提案見積金額に影響を与えない範囲の内容で行うこと。

③ 費用見積書（様式 6）

- ・見積りに係る自治体別の積算内訳書を別途添付すること（様式任意）。
※ 見積りに当たっては、仕様書の内容を十分に確認すること。

④ 事業の統括責任者・従事予定者一覧表（様式 7）

- ・本事業の実施に当たって十分な経験を有する者を統括責任者とする。
- ・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。
- ・提出後の総括責任者等の変更は、被災者支援連携システム活用推進協議会がやむを得ない事情があると認める場合を除き、できないものとする。

⑤ 追加提案機能一覧（様式 8-1、8-2）

- ・仕様書『6.2. 追加提案』において提案する機能がある場合は、追加提案機能一覧（様式 8-1、8-2）に内容を記載の上、提出すること。
- ・作成に当たっては、県・各市町の提案見積上限額の範囲内で記載すること。

⑥ 提出方法

- ・様式を用いて電子メールにより提出すること。
- ・電子メールの件名は、「プロポーザル企画提案（クラウド型被災者支援連携システム導入等業務）」とすること。
※ 電子メールでの提出が難しい場合は、A4判片面印刷とし、持参又は郵送により 30 部提出すること。
※ 郵送の場合は、提出期限までに到着すること。

(4) 提出先

被災者支援連携システム活用推進協議会事務局

（愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課）

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4-2

（メール：bousaikikikanri@pref.ehime.lg.jp）

(5) 公正な企画提案審査の確保

- ・参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 留意事項

- ・応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は応募者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、各自治体から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- ・書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

7 事業者の選定

(1) 選定方法等

審査会を設置し、提出された企画提案書等により内容審査・評価を行った後、最低基準を満たし、かつ、最も優れた提案内容を行ったものを契約候補者として選定する。

(2) プレゼンテーション

必要に応じ、時間、場所及び実施内容等に係る詳細通知を行った上で、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する場合がある。

なお、プレゼンテーションを実施する場合において、応募者が多数（6者以上）のときは、審査会において企画提案書による事前審査を行い、当該審査を通過した者のみを対象とする。

(3) 審査基準

書類審査については、次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

評価項目	評価の着眼点	配点
① 遂行能力	○類似事業の実績やノウハウ、業務遂行能力があること ○システム稼働実績（特に過去の大規模災害時での稼働状況があるか） ○他県でのシステム導入実績	20
② 企画提案	○システム構成、セキュリティ対策は適切か ○個人情報保護の観点から、適切な対策が取られているか	10
	○訓練や研修等の職員への教育に関する提案が適切か	10
	○独自提案（ライセンス・タブレットの弾力的運用）など、追加提案の機能は業務効率化に寄与するか	15
③ 実施体制等	○円滑な業務実施に必要なかつ十分な人員体制が確保されており、実施スケジュールも無理がない内容となっているか ○統括責任者を含む全体の実施体制及び構成員の経験・経歴は適切か ○発災後のサポート体制は充実しているか	15
④ 見積価格	(1. 導入費用) ・経費の内訳が明確であり、提案内容に見合った適正な価格であるか ・スケールメリットが反映されており、提案する機能に応じた妥当な価格となっているか	15
	(2. 運用保守費用) 『1. 導入費用』と同じ	15
合計点数		100

- ・各委員は、各項目につき1～5点で採点し、補正係数（各項目の本来の配点への割り戻し係数）を乗じた点数で評価を行う。
- ・評価点数が最も高い者を契約候補者として採択する。
- ・なお、最高得点を挙げた参加者が2者以上いる場合は、委員で協議のうえ、契約候補者を決定する。
- ・評価点数の合計が、配点合計に審査委員の人数を乗じた値の60%を下回る場合は、選定しない。

(4) 審査結果

- ・審査対象となった提案の応募者に対し、審査結果を書面で通知する。
- ・審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

8 欠格事項

応募者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ・同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- ・発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ・その他不正な行為があった場合

9 契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、自治体ごとに契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、各契約締結自治体と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、各契約締結自治体が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、各契約締結自治体の会計規則または契約規則の規定に準じることとする。

(3) 契約保証金

契約保証金については、契約金額の10分の1に相当する額以上を各自治体との契約締結前に納付すること。ただし、各契約締結自治体の会計規則または契約規

則に基づき免除となる場合はこの限りではない。

10 著作権等の取扱

(1) 著作権者

成果品に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、各契約締結自治体に帰属することとする。なお、成果品については仕様書の「7.1. 成果品」で定めるものとする。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、適当と認められる場合に限り、各自治体が行う。

(3) 権利関係の処理

- ・ 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権、その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。
- ・ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。
- ・ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、各自治体と受託者で協議の上、処理する。

11 問い合わせ先

被災者支援連携システム活用推進協議会事務局

（愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課）

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

（メール：bousaikikikanri@pref.ehime.lg.jp）